

第3期第8回練馬区障害者地域自立支援協議会議事録

- 1 日時 平成27年11月9日(月) 午前10時から12時
- 2 場所 庁議室
- 3 出席委員 金杉委員(副会長)、森山委員、佐藤委員、的野委員、市川委員、田中委員、森下委員、河合委員、野田委員、有馬委員、金井委員、柴田委員、栗原委員、岩田委員、三澤委員、千葉委員、藤巻委員、古畑委員、山形委員、萱野委員、林委員、(以上21名)
※欠席委員 高橋委員(会長)
- 4 傍聴者 1名
- 5 配布資料 ①資料1 障害を理由とする差別の解消の推進に向けた取組について
②資料2 権利擁護部会報告
③資料3 高齢期支援部会報告
④資料4 相談支援部会報告
⑤資料5 地域移行部会報告
⑥資料6 発達障害支援部会報告
⑦資料7 第4期練馬区障害者地域自立支援協議会(平成28年度～30年度)に向けた検討課題について

○副会長

会長が少し遅れますので、会長に代わり進行いたします。

今日は障害者差別解消法に対する区の対応について権利擁護部会で協議された内容を踏まえて報告していただき、議論する予定です。その後、専門部会からの報告ということで進行したいと思います。

それでは、障害者施策推進課長から資料1のご説明をお願いします。

○障害者施策推進課長

皆さん、おはようございます。本日はお集まりいただきましてありがとうございます。

資料1に基づいてご報告をさせていただきます。お手元に資料1のご用意をお願いいたします。

まず、皆さんご存じのとおり障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が来年4月1日から施行されます。それに伴い練馬区におきましても法律の第3条に基づき障害を理由とする差

別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、これを実施するために準備を行っているところでございます。

それに先立ちまして、区内12団体の皆さんからのヒアリングを、今年の7月～9月にかけて実施いたしました。この目的としましては、区における事務・事業におけます障害を理由として差別を受けたという体験などにつきまして意見を伺い、施策を進める上での参考とする、という趣旨で行ったものでございます。

ヒアリングでいただいた意見への対応といたしましては次の3つを考えております。

まず、このヒアリングでいただいた区の事務・事業で差別を受けたと思った体験等につきまして、担当する所管課の考え方を確認し対応を検討するというのが1つ目です。

いただいた様々なご意見を庁内全課に参考に届けるというのが、2つ目です。そして最後に職員対応要領等を作成する際の参考とする、こんな趣旨で実施いたしました。

「ヒアリングであげられた主な意見」としまして、資料を付けさせていただきましたので、こちらは後程お目通しをお願いしたいと思います。

本日説明している資料1ですが、既に専門部会の一つであります権利擁護部会に提示をし、委員からご意見をいただいております。いただいたご意見を、四角囲みで資料1に記載しております。

権利擁護部会から、こうした団体のヒアリングでいただいた意見を実際にどんなふうに具体化していくか、それが大切だ、というご意見をいただきました。これは私どももまさにそのとおりだと思っておりますので、今後設置いたします差別解消支援地域協議会における協議の議題、あるいは議題の参考として活用していきたいと思っております。

では、練馬区におきまして、この障害者差別解消を推進するための取組はどんなことを行うかということでは、主に4つ考えております。

1つ目が職員対応要領を策定するというところでございます。この職員対応要領の趣旨としましては「職員がこの解消法に基づきまして適切に対応するために必要な事項を定めるもの」ということで、現在職員対応要領について庁内を挙げての検討を進めているところでございます。

職員対応要領には、「障害を理由とする不当な差別的扱いおよび合理的配慮の基本的な考え方」を示すこと、「監督者の責務」を示すこと、「懲戒処分等」についての規定をすること、「相談窓口を明確にするなど相談体制の整備」をすること、そして「職員への研修・啓発」を行う中身について記すこと、「障害を理由とする不当な差別的扱いおよび合理的配慮の具体例」

について記載すること。そのような中身でこの職員対応要領を策定したいということで、検討を進めているところでございます。

続いては、区の実組の2つ目でございます。「相談および紛争防止等のための体制整備」についても検討をしております。

3つ目としましては「障害者差別解消支援地域協議会」こちらも練馬区としては設置するつもりで、今準備を進めております。

なお、職員対応要領、そしてこの差別解消のための支援地域協議会につきましては、区市町村につきましては法律上必置とされているところではございませんが、練馬区におきましては職員対応要領をきちんと策定し、かつ差別解消支援地域協議会も設置するという予定で現在検討を進めているところです。

なお、この支援地域協議会の主な役割としましては「関係機関による障害者差別を解消するための取組に必要な情報交換」、そして「障害者差別を解消するための取組に関する協議」を行うことを主な役割とし、協議会の構成につきましては資料の通り現在予定しているところでございます。この地域協議会の事務局につきましては私ども障害者施策推進課に置き、設置の時期は法の施行に併せて来年4月を予定しているところです。

区の実組の4点目でございます。啓発活動、こちらをきちんと行っていきたいと思っております。啓発活動の中身につきましては、1つ目は職員に対する研修をきちんと行っていきたいと思っております。年明け、対応要領ができてから職員向けの研修をやりたいと思っております。なお、庁内には法律の趣旨についてはきちんと周知をし、既に全庁での検討をしているという段階でございます。

啓発のもう一つ大きなところとしましては、事業者への周知を行うこと。事業者への周知につきましては担当する主務大臣が行うのが第一義的ではございますが、区の実務としましては事業者への周知も考えていきたいと思っております。

最後、啓発の3つ目としましては何と言っても地域の区民の方に対する啓発活動、こちらも非常に大切なことだと思っております。今回の法の施行にともないまして、やはり障害に関する理解については、これまでも障害者団体の皆さんにもご協力をいただいてさまざまに取り組んできたところですが、今回の法律の施行を契機に一層取り組んでいきたい、そんなふうに思っているところです。

なお、これについては障害者団体連合会との共催というかたちで11月2日にも区民向けの講演会を行いました。当日はちょっと雨の降る寒い日だったのですが、障害者団体の関係する皆さんと併せまして区民の方にも多

数ご参加いただき、当日申込という方もいただいて、たくさん参加していただき有り難かったなと思っております。

こうした講演会という手法あるいはホームページ、リーフレット、そういったものを作成してさまざまな方策によって区民向けに啓発を行っていくこと、これがやはり今回の法律の趣旨であります。私ども行政が取り組むだけではなくやはり区民の方に理解をいただく、そこが今回法律として策定された意義であると思っておりますので、そこをしっかりと無理なく着実に取り組んでいきたい、そんなふうに思っているところでございます。

雑ぱくではございますが、平成28年4月の障害者差別解消法施行に向けた取組についてご説明をさせていただきました。先程申しましたように全庁的な検討を行っているところでございますので、本日はいただいた意見はきちんと受け止めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。報告は以上です。

○副会長

ありがとうございました。

区としての対応、区の職員、窓口の対応をきちんとするという、それから事業者、区民への啓発活動が重要であり、区と区の職員が差別解消、合理的配慮に関する対応についてある意味で模範を示して、それを区内のいろんな事業者や住民に伝えていく、というような感じがいたしました。

日常の社会生活の中でいろいろな不便、差別等を感じているということが皆さんはあると思います。こういう場面で困る、こういうところでも合理的配慮がなされるようにこういうふうにしてほしい、こういう人たちにも啓蒙、啓発してほしいというような、具体的なご意見がいただければいいかと思えますけれども、皆さんはいかがでしょうか。

○委員

団体ヒアリングを受けました。その時も聴覚障害者の立場から合理的配慮について、こういう状況だから直してほしいということは話しております。

資料を見ますと情報提供について、1つ抜けているところがあるのです。我々が連絡を取るのには、FAXを使うのです。区で最近出しました便利手帳を見ますと大体FAX番号が入っていないでしょう。電話番号ばかりでFAXは一言も番号が入っていない。FAXを使えるようにしてほしいと毎回要望しているのだけれども、区はFAXというのをどういうふうに考えているのでしょうか。

確かに、FAXを置いてあるのはあるのですが、番号を周知してもらえず使えないような状況になっている。聴覚障害はそれを使わなきゃならないのです。番号を必ず入れてほしいと思っております。

○副会長

ありがとうございました。聴覚障害者の人に情報提供する、合理的配慮としてFAXは必要だというもっともなことだと思いますけれど、いかがでしょうか。

○事務局

ご意見のとおり、庁内でもFAXを入れるようにということで各部署にお知らせをしているところではあるのですが、なかなか徹底されていない状況が見受けられます。ご意見をいただいたものを基に、働き掛けの徹底をしてみたいと考えております。

職員向けの、いわゆるマニュアル的なものを整備するなど、必要な周知の方法について、今後の課題とさせていただきたいと思います。

○副会長

難しいことではないのだから、早くやってほしいですね。じゃあ、ほかにご意見をお願いします。

○委員

啓発のことで、どうしても気になっていることがあります。

1つ目は「障害者」と今言葉としては出てきますけれども、精神・知的・身体というふうに分けるとしたら、やはり精神や知的の障害者に関する施策のスピード感が遅れていると思っています。多分当事者の皆さんもそうだと思うので、この辺の配慮も考えながら啓発をしていく、また施策を推進すべきではないかというのが1点です。

もう1点は、例えば視覚障害者だけをとり上げたとしても、いろんな人がいます。全盲の人、弱視の人、ダブル障害の人、というふうに幾つもあります。盲導犬を使用する人もいます。更にその中の一人ひとりを取っても、間違いなく同じ障害ですけれどもその人の性格などが違うわけです。

啓発をする中で、その点を非常に重要視しないと、十把からげるみたいなかたちにしちゃうといろんな問題が、摩擦が起きやすいというふうに思っていますので、その辺にも留意すべきではないかと思っています。

3点目ですけれど、今までの障害者に対する長い歴史的なことを考えると、かわいそうな人だとか、そういう意味合いで政策などがあつたと思うのです。けれども、最近は権利条約からきている差別解消法であるわけですから、一人の人間として、社会の一員として存在を認めた中での解消法である、という配慮も必要ではないかと思っています。

今、FAXの問題がありましたけれど、高齢者や知的障害者の人たちにとってはルビを振ってもらった方がいいのかもしれないし、視覚障害者にとっては点字や音声のものが資料としてあるといいと思っている人もいます。

そういったものを、大変なこととは思っていますが多種多様な配慮が必要ではないかと思っています。

○副会長

ありがとうございます。

1つは、精神、知的障害への配慮が遅れているのではないかというのがございました。これは精神の関係の方、知的の関係の方に、補足していただいたらいいかと思います。

2点目は、同じ視力障害といってもいろんな状態の人がいるので、あまりマニュアル的な対応ではなく、一人ひとりへの対応ができるようなものにしてほしいということだったと思います。

社会参加ということ言えば、窓口の対応だけでなくいろんな場面が考えられるし、特に区民生活の中で、困ることに対応できるように、ということだろうと思います。

精神、知的障害の方で、補足があればお願いします。

○委員

私が所属する団体で、啓発を含めて会報を隔月で600部発行しておりますが、まだまだ広がりにくいと感じております。

区は『ねりま区報』を40万部ぐらい発行されているのでしょうか、大変な影響力を持っておられると思います。私の持論なのですが、この区報のある部分に障害者コーナーを何か作れないかと。年に2回ぐらいは特集を組んでおられるのですけれど、それ以外はほとんど出てこないのです。

ですから、もう少し障害者コーナーをつくって、色々な障害のお話を載せる、あるいは今回のような法律ができた場合には、そのコーナーに大きく入れるとか、そういうことをしていただきたいと思っています。

○副会長

ありがとうございました。知的障害の方のご意見はありますか。

○委員

知的障害の理解、啓発を障害者団体としても進めていますけれども、身体の方と違って精神、知的の方は見た目には分かりづらいということが大きいと思います。窓口の人または区の方は、「こういうところが難しいのだな」とか「もう一度分かりやすくいう」とか、「この人はこういう人なんだな」とキャッチする力というか、そういうのも必要だと思うのです。そういうことを敏感に早めにキャッチして人的な配慮をしていただくというのが重要なことというふうにも思います。よろしくお願いします。

○障害者施策推進課長

ご意見をありがとうございます。

障害のある方、配慮が必要な方が来たときになんとなく躊躇してしまう、そういうことが少なからずあるのではないかと思います。

それは決して遠ざけるのではなく、知らないが故にどんなふうにしていいかわからないということかと思うのです。ですので、私たちとしてはこれからの職員向けの説明会あるいは研修の中で「こういう配慮をしてくださるといいのですよ」というところを、職員に向けて発信していきたいと思っています。

障害のある方は、こういうところが苦手なので、こういうふうに対応するとうまく感情や意見を出せる、ということを具体的に伝えていくことが大事だと考えています。

ですので、まさに今言ってくださった「配慮」、この言葉は私たちとしては大切なキーワードだと思っています。配慮をもって接する、それを私ども職員も、区民の方も普通にできる、自然にできることを目指して、今回の法の施行に向けて取組をしていきたい。

本当に少しずつだと思っています。正直、劇的に28年4月をもって変わるとは思っていませんし、あるいは諦めてもいません。私どもこの事務局として、諦めずにじっくりやっていくこと。そして、そのために障害当事者、団体の皆さんのご協力をさまざまなかたちでいただきたいと思っています。今まで出た意見を受け止めさせていただきます。以上です。

○副会長

ありがとうございます。

具体的に、どういうふうに対応していくかということ、丁寧に考えていこうということだと思います。障害当事者の側からこういうときにこういうふうになっているから、こういうふうにしてほしいということも、どんどん出して伝えていけるようなことも必要だと思うのです。先ほどのご意見のように、区報に障害者のコーナーを設けて「障害を持っている人はこういうことで困っているからこういう配慮をしてほしい」というようなことを、区民にも行政にも伝えていく。

それから窓口で実際に感じたことをすぐ受け止めて聞いてもらえるような、その場で伝えられるような仕組みをつくる、そういうことを積み重ねていって段々よくなっていくと思います。

困っている障害者の要望とか提案をよく聞いていただくというのは大事なのだろうと思います。そういう要望や提案をくみ取っていけるような仕組みをつくっていただくことが大事かと思っています。

○委員

地域住民等に対する啓発活動について、ホームページやパンフレットの

配布などは、今までもされてきたと思うのです。

でも、やはりいろんな障害者の方と、現に接触する機会というのはとても大切だと思うのです。いくら印刷物を配っても、講演会を開いても、実際に障害者の方と接していて初めてその方の心も分かるし、どういう障害であるということも分かります。

接していった中で「なんだ、普通と何も変わらないじゃないか」という意見の方も多いのです。江戸時代から、偏見と差別の長い歴史がある中で、その壁を破るためには、人と人とが接する機会を通して、心も通じ合っていくのだと思うのです。

ですから、この機会にもう一步、住民との触れ合う機会、また幼児からの教育もとても大切だと思いますので、幼児期から触れ合っていく機会が大事ではないかと思います。どこまでいっても健常者も障害者も人であることには変わらないし、心も変わらないと思うのです。悲しいものは悲しいし、つらいものはつらい、そうしたものをやはりお互いに肌と肌とが触れ合い話し合う中で感じていくことが大切かなと。そのところを越えない限りは平行線にいつてしまうのかなと思います。

私もこの協議会に出させていただいて、最初の頃はよく分からなかったのですけれども、何回か積み重ねさせていただいているうちに、どうしてもお互いになんとか分からないから、そこには何か飛び込んでいく勇気というか、そうした窓口を開いていく施策を区で考えていただけたなら、もっと地域の中で住みやすくなると思うのです。

また、障害者の方も健常者の方にはない、いいものもたくさんあると思うのです。そういうものが混ざり合って一つの素晴らしい個性が輝いていくんじゃないかと私は思います。そういう方向にも向けていただきたいかなと思います。よろしくをお願いします。

○副会長

おっしゃるとおりだと思います。事業者への周知、住民に対する啓発活動というのは、行政の人とか専門家が説明するというだけでなく、実際に障害を持っている人と住民の人が顔を合わせて、どういう人がどういうことで困っているのかということを知ってもらい、見てもらう、そういう形を取り入れていく。例えば、講演会で障害者の方に体験談を話してもらいとか、もっと身近に地域でいろんな地域で住民とそこに住んでいる障害を持った方の交流会を開くとか、あるいは民生委員さんの集まりで障害者の方が体験を話していただくとか、いろんなかたちが考えられると思います。ぜひそういう実際に接して理解してもらい場をつくっていただけたらいいと思います。

○委員

ここ最近すごく開かれたなと思うのは、練馬区の職員も平日は駄目ですけど、休日はボランティアとして参加してくださっています。そういうところでたった1人の職員でも障害者と接することが、また次の啓発につながるなと思いますので、練馬区がボランティアに職員を気持ち良く出してくださっているということに私は深く感謝します。

私が所属している会では、去年あたりから区内の障害者課などへ、子どもたちが出かけます。うちのほうも重複障害ですから車椅子と身体、知的も混ざっています。区の職員にも知ってもらいたい。子どもと言っても、もう30～40歳ですけど、喜んで行きます。あるところで名刺をもらったと大事にして1年しまっておりました。やっぱり障害者といえども区内の職員に触れさせてほしい。私はやっぱりそれが、職員たちが一番理解してくれる方法かなと思います。来年は4人、5人と増やせたらいいなと思っています。区長室にも行きます。ということで、よろしくお願いします。

○副会長

ありがとうございました。

障害者の人たちが、そういう行政のいろんな機関、施設、お店にみんなで行ってみようと、そういうかたちで障害者の人たちが積極的に出ていって交流することも大変いいことだと思います。

いろんなアイデアがあると思うので、取り入れてやっていただけたらと思います。

○委員

身体障害者の障害の種類は多くありますが、その中で一番人数が少ない、また障害の感じる程度が重いという障害の中には、言語障害があります。

今までの相談機関あるいは研究会、懇談会というものを見ていますと、この言語に関する障害に対する問題の提起がありません。どう対応しているか分からないという事態が今あると思うのです。ですから、今度研究会なり懇談会なり開かれる場合がありますが、そういう数の少ない障害の人たちの問題をとり上げていただきたいと思うのです。

そしてどういう状態があるのか、そういう人たちをどういうふうに入れていったらいいのかということ、一つ啓発する手段として考えていただきたいと思うのです。

接する人に要望することは受容と傾聴ということで、まず受け入れていただいて話を聴いていただくという姿勢を持っていただくということで、皆さんにアピールしてまいりました。

そういう点で障害の少ない人、まだ啓発されていない、そういう障害を

拾い上げてピックアップしていただきたいと思います。

○副会長

数少ない障害の方、難病なんかは本当にいろんな病気があって、それぞれによって困ることが違うと思います。そういう一人でも困っている人がいれば、とり上げていけるような仕組みにしてください、ということだと思っただけけれど、具体的にはどうですか？

○障害者施策推進課長

今すごく大切なキーワードが出たと思うのです。先程の「配慮」という言葉、そして「受容」と「傾聴」、これだと思っております。

本当に障害もさまざまですし、同じ精神障害といってもその方によっての配慮もさまざまです。ですので、配慮をもって受容と傾聴の態度で接すること、これが一番大切なことだと思っております。私どもとしてはそんな気持ちでこれから進めていきたいと思っております。

ちょうどこの9月から11月も、地域の福祉園や福祉作業所あるいは民間の事業者で、様々なお祭りなどが行われました。これからも施設公開というかたちで、地域に開かれたさまざまな行事があります。

私も、時間の許す限りその様子を体験しているのですが、そこでは地域の方、町会の方、地域の団体の方、民生委員の方あるいはお子さん連れのお母さんたち、さまざまな方が参加していただいています。これこそが、先程ご意見をいただいたように、体験していただく大切な機会だと思っております。

こういう仕掛けを、また4月以降さまざまなかたちでやっていきたいなと思ってしています。ぜひ皆さんからもアイデアをください。そして啓発等に関するご相談がありましたら、事務局にお知らせいただきますと、私どもとしてもできる限りのご協力をさせていただきたい。さまざまな仕掛けをもって障害についての理解、あるいは受け入れる体制づくりというところは広げていきたいと思っておりますので、どうぞ皆様ご協力のほどよろしく願いいたします。以上です。

○副会長

ありがとうございました。

自分あるいは誰かがこういうことを困っている、こういうことをしてほしいということがあったら、いつでも電話をすれば話を聴いてくれて相談に乗ってくれる体制はできるのですか。

○障害者施策推進課長

相談体制については、きちんと庁内で検討して、最後の自立支援協議会でご報告していきたいと思っています。

○副会長

ありがとうございます。

○委員

一言だけご提案です。この法律に対する期待というのはすごく大きいです。職員体制については対応要領等により、きちんと対応していただけるのだと思うのですが、知的、精神の方はなかなか分かりづらいと思われており、やはりその方がどんな方か、すぐお会いしただけでキャッチするというのは、なかなか難しいと思います。

例えば、ご紹介カードみたいな相談窓口に来たときに自分の特徴とか、こういうかたちで対応してもらえると理解しやすいとか、そういうようなものを共通で持っているといいと思います。担当職員の方々も、今後その要領を踏まえた上で得意分野とか、こういう方たちは得意とか、そういうのがいろいろあると思います。

窓口でやはり時間がかかり過ぎてしまって対応ができないようなことになる、またそこも苦情につながるというところがあります。よりお互いが効率的にというか、より良いかたちで、障害者の方も来て変化が見られて本当によかったと思ってもらいたいですし、対応した職員もよかったなと思ってもらえるような仕組みづくりに期待したいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員

社会参加において、コミュニケーションが一致しない部分があり、非常に厳しいものがあるのですよね。どうしても私たちは手話という手段を考えますが、手話だけではなくていろいろ多様なコミュニケーションがあるということ、これを区民の皆さん、また役所の皆さん方が理解していただくことが大切じゃないかと思う。

特に区役所に行く場合は、筆談または手話になっているのです。でも、その手話に対する理解というのがどうしても難しい。手話があつてこういうコミュニケーションが一つある、ということ、これを職員の皆さんに理解してほしいし、それだけでなく、いろいろな方法で連絡できるわけです。そういうことを、まず職員の皆さんに理解していただき、率先してやっていただきたいと私は思います。

○副会長

聴覚障害の人だと手話、視力障害の人だと点字というだけじゃなく、一人ひとり困り方や必要な方法というのは違うから、一人ひとりに必要な要望や配慮をしていけるような、そういう柔軟い仕組みをつくっていくことが大事なのだろうと思います。

それでは、この問題についてはこれで一応終わりにして、専門部会の報告のほうに移ってよろしいでしょうか。

まず、権利擁護部会の報告をお願いします

○事務局

権利擁護部会の報告をさせていただきます。

本日ご報告する内容は大きく 2 つです。一つは「障害を理由とする差別の解消に向けた取組について」の協議、もう一つは「第 3 期権利擁護部会のまとめについて」の協議です。

まず 1 点目、「障害を理由とする差別の解消の推進に向けた取組について」でございます。これは先程報告と意見聴取において委員からの意見を報告いたしました。

次に 2 点目、「第 3 期権利擁護部会のまとめについて」です。主な協議内容は 3 つあり、1 つは「障害者虐待への対応について」、2 つ目は「障害者の自己決定支援について」、3 つ目に「地域における障害理解の促進について」です。

専門部会の協議の中で見えてきた課題として、まず 1 点目の「障害者虐待への対応について」では虐待か否か判断が難しい場合、通報を躊躇する場合や通報先を知らない場合もあるといった現状が見えてきました。

「課題に対する意見」として、虐待か否かの判断よりも支援が必要な状況であると捉えて支援機関に相談することが大事である、虐待と確定していなくても通報、相談できることを広く周知するべきではないかといった意見などが出ました。

2 点目の「障害者の自己決定支援について」では、学校や家庭などにおいて障害者本人が決定する経験が少なく、障害者自身が自己決定の主体は自分であるという意識を持ってない方がいる、権利が主張できるような働き掛けや経験を重ねることなどにより意思決定を支援することが必要ではないかという「現状」が見えてきました。

「課題に対する意見」としては、情報量や情報の内容や質により自己決定への影響があるため情報バリアフリーへの取組が必要ではないかといった意見や、障害者の意向を言葉だけでなくしぐさやそぶりからも受け止められるよう、障害者の自己決定支援について支援者が学ぶ機会が必要ではないかといった意見などが出ました。

3 点目の「地域における障害理解の促進について」では、地域生活では障害福祉サービスなどの制度だけでは対応できない部分がある、地域の障害者同士のつながりはあるが、地域住民とのつながりが希薄なことが多いといったことや、障害者への差別や虐待などは障害に関する理解不足が一因

ではないかという現状が見えてきました。

「課題に対する意見」としては、障害者施設を拠点と考えて地域交流を進める取組を通して、地域での障害者の暮らしを知ることが地域全体で障害者を見守ることにつながるのではないかと、学齢期から障害児者と一緒に過ごしていろいろな問題を乗り越える経験の積み重ねが社会全体の意識改革につながるのではないかとといった意見が出ました。

最後に「次回以降の協議内容」についてですが、平成28年1月頃に権利擁護部会を開催し、第3期専門部会のまとめに向けての協議や第4期専門部会への引き継ぎおよび提案事項などに関して協議する予定です。権利擁護部会の報告は以上になります。

○副会長

ありがとうございました。ご意見、ご質問はよろしいですか。
次に、高齢者支援部会のご報告をお願いします。

○委員

高齢期支援部会の報告をさせていただきます。

高齢期支援部会では、高齢期を迎えた障害者とそのご家族が地域で生活をするための課題について整理と解決のための方策を議論してきております。7月に行われた自立支援協議会の場において、これまでの議論の中で6つ大きな視点があるということで報告をさせていただきました。

1つ目が「グループホーム・入所施設などに関する課題」、2つ目が住宅確保に関する課題、3つ目が「家族の抱え込みに関する課題」、4つ目が「医療に関する課題」、5つ目が「安心した生活につながる課題」、そこにかかわってこない「その他」ということで6つ挙げました。

その中で、今回は横断的にどこの分野でもかかわる家族支援について議論しました。その中で、障害福祉サービスの利用につながらない一つとして施設の入所、居宅サービスの利用により本人が受けている手当が支給停止になる場合があり、それが家族の大きな収入源となっている場合、その収入源が断たれる課題が生じる場合があるといわれております。

2つ目、入所施設・短期入所の利用によって自分と離れたところで子供が暮らすということに抵抗感を持つ家族の心情があるというものが挙げられました。

特に、知的障害者の方はライフステージにおいて、例えば大学進学・就職・独り暮らし・結婚など大きな環境の変化というものがあまりなく、本人を中心とする家族関係の変化に慣れていないことから、家族の疾病などによる家族環境の変化への対応が遅くなるというような課題が、今回出されております。

「解決のための方策」としては、経済的な問題を含めた家族支援が必要であるということ。特に、通所している場合、通所先事業所の職員は必要なサービスの紹介や相談支援専門員へつなぐという取組が求められる。これは、支援者を増やすという意味にも取れると思います。

また、計画相談でかかわる相談支援専門員は家族の状況を踏まえ、将来を見通したプランを盛り込んだ計画相談支援の作成や、ライフステージの変化に応じたネットワークを構築する必要があると挙げられています。

次の、「安心した生活につながる課題」では、家族の高齢化等により家族間のバランスが変化することで虐待が発生しやすい、複合的な課題を抱える家族への対応も必要になってくるという課題があります。

また、家族の看取りや施設入所等による家族との別れを障害者自身が受け止めることも必要である。また、体力の低下から作業所への単独通所が困難な状況になってくるという課題もあります。

「解決のための方策」としては、多面的な課題を抱える家族を支援する場合、「障害」という切り口だけでは対応が難しいので、高齢者分野で行われている地域ケア会議のように、地域の関係者が一堂に会するような場を持つことで、課題が明確になって的確な対応ができるのではないかという意見が出ています。

また、家族の看取りや入所施設などによる家族との別れというところに関しては、事前に説明をしたり、受け止めに関する支援、通所先での支援により自身の生活を継続できたケースがあるということで事前の準備、周囲の適切な支援が非常に重要になってくるのではないかとされています。

体力の低下から作業所への単独通所が困難になってくるということに関しては、移動支援をもう少しうまく作業所の通所にも活用できるようにできないか、という意見が出ています。そのことでご本人が日中活動を続けることができるという報告がされています。

また、家族が相談できる場、家族間の交流のできる場というのは非常に有効であるという意見もいただいております。

「その他」というところでは、あらためて連携の必要性があげられました。また、愛の手帳の制度の歴史的な背景から、障害者手帳を持っていない方が地域には存在していると想定されます。そういった方たちへの支援が必要である、という意見が出ています。

この高齢期支援部会においては次回12月に開催を予定しております。引き続き高齢期を迎えた障害者が地域で生活するための課題に関して、特に次回は意思決定支援と介護保険と日中活動の関係について議論したいと思っております。以上になります。

○副会長

ありがとうございました。

家族の関係を中心にいろいろな問題をお話していただいたと思います。いろいろ切実な問題もあったと思いますが、いかがですか。家族の立場の方はいらっしゃいますがご意見、ご質問はありますか。

○委員

ここに挙げられた課題も、このとおりだと思うのです。精神の場合は比較的本人の発症が若ければ18歳～19歳から20～30代で出ることもある。そうすると必然的に長期間の対応になるし、どんどん当事者自身が高齢化していくと同時に当然親も高齢化していく。やはり、家族間のパワーバランスがどんどん変化していくのが自分でも分かるのですけれども、体力が落ちていくけれど子供は相変わらずの状態だということなのです。

ですから、家族の間でもお互いに話し合いをしながら、あるいは場面によるとサポートし合いながらやっていっているのですが、まだまだ問題解決にはなっていないので、この辺が非常に悩ましいところです。

○委員

私もこの高齢部会に参加させていただいています。

「経済的な共依存」について、やはり高齢になりますとお互いの年金で生活するという家庭が多くなってきます。子供の年金に依存するということもあります。それはその方、その家庭の背景といいますか、相談支援の部分においてこの奥行きを見るということが必要だと思うのです。その家族が歩んだ歴史、またそこに置かれている間、家族間の問題とか、そういった奥行きを見ていくということもすごく大事だろうと思います。

そして、地域の課題。家庭一つを見るということも大事ですが、地域におけるまだサービスにつながない家族とか、まだ声を上げられていない、私たちが発見できないような家族もたくさんあると思うのです。それは地域の課題とも相まっていることかとも思います。なので、やっぱりコミュニティーのソーシャルワークというものはすごく大切だなというのはあると思います。

それから、介護保険のほうでは地域ケア会議とかを行っておりますので、そういったところとの連携も必要になってくるかと思います。

○副会長

ありがとうございます。他の方はいかがですか。

施設入所または居宅サービスの利用により本人の手当が支給停止になる、というのは、どういう制度ですか。

○石神井総合福祉事務所長

国の特別障害者手当・東京都の重度心身障害者手当・区の心身障害者福祉手当につきましては、入所あるいは入院をしますと手当が停止になるということがございます。そのことを「施設入所」ということで表現されていると思われま

す。もう一つが、重度脳性麻痺者等介護人派遣制度でございます。二十歳以上の身体障害者 1 級の重度脳性麻痺の方に、ご本人が推薦する介護人を派遣する制度です。ご本人が推薦する介護人として、ご家族がなっている場合もございます。そうしますと親御さんのところにお子さんの介護人として手当が入ります。

ただ、この制度は障害者総合支援法がスタートする前からの制度でございます。障害者総合支援法のさまざまな制度を使うのが本来であろうというところで、総合支援法のサービスである居宅サービス等を利用いたしますと、重度脳性麻痺者等介護人派遣の対象外になります。その部分について、このようなかたちでまとめられているのかなというふうに思っております。以上でございます。

○副会長

分かりました。居宅サービスということに関しては、一部のことなわけですね。

障害基礎年金等も、精神の人は年金をもらっていて使い方が人によって違います。全部自分のお小遣いに使う人もいるし、親が生活費を入れなさいと言って親が管理している人もいる。自分の年金だと言ってけんかになったりするような場合もあるし、なかなか難しいですよ。そういうことで家族と本人がうまくいかなかったようなときはある程度介入する必要があるということがありますね。

続いて、相談支援部会のご報告をお願いします。

○委員

相談支援部会のご報告を致します。

相談支援部会では今回の協議内容としましては相談支援のネットワークづくり、第 3 期のまとめについて、この大きな 2 つの課題について協議しております。

まずは「相談支援のネットワークづくりに係る協議」についてです。1 点目が、「安心・いきがい・つながり」を実感するために相談支援が果たす役割について、2 番目が「気軽に寄れる場所、地域で支援を受けられる場所、当事者が集まれる場所」ということで、相談だけではなくてプラスアルファその居場所が当事者にとって心地よい場所の創出、既存のものもあるのですけれども場所のアピール等、そういう情報も共有していくべきじゃな

いかという課題が挙げられています。

それと関連して情報ということでは「当事者が情報を得る手段」について、これはいろいろ考えなきゃいけない課題があります。例えば傾聴する相談、特に精神障害の方、心の相談について夜間の対応も必要ではないかという課題が挙げられています。

2 番目は情報について、IT 機器を使いこなせば、かなりの情報を得ることはできるのですけれども、それが使いこなせない方については必然的に情報量が少なくなるのではないかという課題が挙げられています。

3 番目が、相談の入り口としてはさまざまな機会があります。その入り口の間口を狭くしてしまうとなかなかこれは専門機関につながるような機会を逸してしまうようなこともあるかもしれないので、間口は広く取って最終的に専門機関に確実につなげるような仕組みをつくってあげればいいのかという課題があります。

4 点目については、私どもの部会が光が丘であり、光が丘の地域にかかわっている方が多いものですから、様々な委員の具体的な取組事例が紹介され、非常に有意義なやり取りができました。

「課題に対する対応策」としましては、まず夜間対応の必要性について、これは恐らく必要ではあると思うのですけれども、その対応策を考える第一歩として、練馬区民の方で一体どれだけの方が夜間相談を必要とされているかというニーズの調査ができればいいのではないか、という意見が挙げられております。

居場所については、それぞれの部会のメンバーが実際にかかわっている場所での運営を、今後も情報を共有しながらそれぞれの運営に生かしていきたい。練馬区の他の地域の状況がまだ把握し切れていないところがあるので、その情報収集。あるいは我々の専門部会がこういうことをやっているのですよということで、その発信源となることも必要じゃないかということ、更に先駆的な取組をしているところの見学等をしていきたいと考えております。

続いて、まとめに向けて、第 3 期において我々専門部会でよかったところはどこなのか、というところを各メンバーの方に挙げていただきました。

第 5 回部会での高次脳機能障害者の当事者の方の語り为核心となって課題を抽出し、協議がよかったというご意見がありました。その語り为核心になって 6~7 回目の部会については更に掘り下げている部分があります。やはり当事者の方のご意見というものに耳を傾けながら今後も進めていきたいというふうに考えております。

その当事者の男性の若者なのですけれども、その語りで課題が明らかに

なった一方で、これは推測なのですけれども、そういう意見の表明できない方も恐らくたくさんいらっしゃるだろうということで、そのような障害を持つ方の孤立について防止策を考えていかなきゃならないだろうというのが、第4期の課題になるのではと考えております。

3つ目が、以前、緊急通報システムという具体的な施策の改善についての提言をしたことがあるのですけれども、今後も具体的な施策に関する提言を続けていきたいと考えております。

4点目が、ライフステージを踏まえた切れ目のない支援が重要であるということを当初掲げて部会を進める予定だったのですけれども、今期は障害児についての協議を行うことができなかつたという反省点がございます。

5点目、これも今後の第4期での重要な課題になりますが、当事者だけではなく介護する側の家族の高齢化の問題が顕著になってくるだろうという予想の下に、次期専門部会の予定を立てていきたいと思っております。

最後にこれは評価される点として、私たちはネットワークづくりについて考えるという課題を掲げているのですけれども、この専門部会自体がネットワークだ、ということでメンバーの皆さんが肯定的に評価していただいて、そのことを実際メンバーの皆さんの持ち場に持って帰って、改善をしていただいているという取組につながっています。

それについては専門部会でそういう有意義な取組をしていますので、全体会との関連性においては恐らく全体会もまさにネットワークの一つであると考えていますので、全体会と専門部会の連携について、時間は限られているところなのですけれども、そのようなところがより充実していけばいいなというふうに考えております。

以上が、相談支援部会の報告となります。

○副会長

ありがとうございました。

相談支援、相談窓口の在り方について夜間相談・緊急通報システム・樂しめる居場所づくり等、色々な報告がありました。相談に関して何かご意見、ご質問があれば、よろしければ、先に進みます。次は、地域移行部会から報告をお願いします。

○委員

地域移行部会の報告をさせていただきます。

今年度、第2回の地域移行部会は10月に開催され3点をテーマに話し合いを行っております。まず1点目は、7月に行われました、第7回の自立支援協議会の報告についてです。

前回は地域移行部会から「住まいの拡充と支援のあり方」「障害者理解の

ための啓発・交流・ネットワークづくりの推進」を協議事項に挙げさせていただいたことから、その報告と今後の住まいについて更に練馬区として方策を充実させていくことが必要であるとの意見が交わされております。

2点目は、第3期のまとめに向けて平成25年9月から私ども地域移行部会は6回にわたる専門部会で話し合いを行ってきておりますが、その課題について整理を行っております。

3点目としましては、第4期障害者自立支援協議会に向けた検討課題について意見交換を行っております。

第3期のまとめに向けた課題の整理としては、「障害者の居住確保に向けた取組」「ピアサポーター等の有効活用」「多様な日中活動の場の確保、医療・保健・福祉の連携、相談支援の強化とネットワーク」「地域住民への障害への理解の促進」等の必要性が挙げられました。

課題に対する意見・対応策等についてですが、住居確保についての取組としてグループホームの増設や設置基準の緩和はもちろんとし、地域移行、地域定着を進めていくには多様な住まいの選択肢が不可欠であることから、やはり「居住サポート事業」「居住支援協議会」など一般賃貸住宅の入居支援をより具体化させていう方策を検討することが必要であるということも挙げられました。

また、ピアサポーターの有効活用については計画・相談・支援においても買い物同行や相談に対応しているなど成果が見られていますが、練馬区の場合ボランティアの位置付けが強く、他区の事例のように社会資源のサービスの一環としまして当事者の活動の支援、活動の場を広げていくことが大切であると考えています。

日中活動の場の確保については、日中活動の場や相談場所があるということは引きこもりや再入院への予防の意味も含まれています。既存の訓練型の施設や支援センターだけではなく、サロンのような緩やかな環境や訪問活動による支援の充実も必要です。そのためにも医療・保健・福祉がより連携を強化して必要な情報を共有し、切れ目のない支援をしていくこと。また、障害者の地域移行や地域定着が促進されていくためには、先程差別解消法の議論もありましたけれども、地域における住民の理解が本当に大切であるため、障害者との交流の場、啓発講座の開催など福祉教育や福祉の人材育成もより一層力を入れていくことが必要であるということが挙げられております。

今回、ここ1年で「ういんぐ」がかかわった地域移行定着が進んでいるケース1と、他の区から練馬区に地域移行したものの、定着に至らず再入院しているケース2を事例として挙げています。

1 のケースは、入院時から「ういんぐ」とピアサポーターがかかわり、病院と連携しながら外出や金銭管理、地域生活のイメージづくりを積極的に行ってきています。グループホームへ退院後も日中活動はデイケアに通い、相談支援事業所、医療・保健・福祉サービスとの連携がとてもスムーズに行われています。

現在では、地域生活サポーターとしての活動にも興味を示され、グループワークで自分の思いや経験を伝え、退院を応援している役割も担っていただいております。

もう一方の、残念ながら定着が進めなかったケース 2 については、もともと練馬区から片道 1 時間半程かかる他区からの依頼のケースでありました。こちらは月に数回職員が病院を訪問して、また本人と職員が練馬区、西東京のグループホームやアパートなどを見学し、更にまた病院に送り届けるという支援を数カ月重ね、やっと練馬区のグループホームに入居することができております。

サポーターも、買い物支援や相談支援にも加わり、更にこの方の場合には訪問看護も導入して支援を厚くしていたのですが、やはり日中活動の場が安定せず、新しい土地での生活は寂しさが募って不安感から救急車を呼ぶなど、度々の問題行動があり残念ながらグループホームのほうからも退去を言い渡されて、現在は練馬区の病院に再入院をしています。

この 2 つの事例は年齢も大体 60 代ということで、入院歴も二十数年と同じぐらいのケースを並べています。もともと支援が以前から入っていたケース 1 に比べると、ケース 2 は地域生活のイメージづくりなど準備が少なかつたことも要因となっていると思います。

また、高齢期に入りなかなか日中の活動の場が難しく、安定した生活を送るには結果的にはケース 2 の場合は支援の量が少なかつたと考えています。今は練馬区の病院に入院をされていますので、また引き続き地域生活に向けての応援体制を仕切り直していきたいというふうに考えています。

地域移行部会の次回以降の協議については、来年 2 月初旬を予定しております。第 3 期のまとめの協議と、第 4 期への引き継ぎおよび提案事項等に関する協議を行う予定となっております。ご報告については以上です。

○副会長

ありがとうございました。

病院、施設から地域に移行する場合の支援から、地域生活を支えている支援に関する課題を整理してお話いただけたと思います。何かご意見等ありますか。

○委員

「居住サポート事業、居住支援協議会」というのは、「きらら」と「ういんぐ」が実施している事業というふうに捉えていいのでしょうか。それとも、練馬区として居住サポート事業を新たに設けてもらえるのでしょうか。全体的に他の区も居住サポート事業をやっているところもありますけれど、その辺について教えてください。

○委員

練馬区としては、この事業をまだ行っておりません。相談体制というところでは一部あるのですけれども、練馬区として今後そういった施策を進めていただければというところで、意見を挙げさせていただいております。

○副会長

ありがとうございました。

最後、発達障害支援部会からお願いします。

○委員

発達障害支援部会のご報告をさせていただきます。

発達障害支援部会は、今期で終了という流れになっておりまして、次期は発達障害者連絡会という在り方になるというお話が、区からありました。

このときの部会では、ほとんどの時間を連絡会の在り方について話し合う時間として使うことになりました。

というのは、発達障害支援部会がこの自立支援協議会の部会としてあるというのは、すごく大きなテーマとして区の中で位置付けられているのだなというふうに考えるのですけれども。そこから外れて連絡会になるというのは、果たして一步前進するのだろうか、それとも地域の課題として、大きなテーマから外れてしまうのだろうかというような、そんな気持ちが各委員の中にありました。それで、連絡会になるということはどう捉えていいのかと、連絡会はこうあってほしい、というお話が意見として多く挙がりました。

具体的なことを進めるために連絡会になった、という説明もありましたし、そう捉えておりますので、具体的にはどう在ったらいいかというご意見が様々あげられました。

連絡会の在り方ですけれども、「連絡会」という名前を使って、そこで委員が集まって連絡だけをしているというのでは一向に物事が前に進まないの、具体的な協議をしてそれを施策につなげる場にしていきたい、というのがこの連絡会に求めることであるということでした。

それから、場合によっては予算化が必要になることもあるかもしれない。区内の仕組みをつくるときには今まである草の根的な民間の取組も取り入れてほしい、というような意見が挙がっています。他の区にもさまざまな

いい取組がありますが、そんなものを踏まえながら練馬区としての独自の仕組みをつくりたいというような意見が出ていました。

後半は大泉の「さくら」で行いました発達当事者の方の講演会の報告と、事例の報告を行いました。発達障害の当事者の講演会では、西早稲田にありますオルタナティブスペース・ネッコ (Alternative Space Necco) の発達障害の当事者の方を、お招きしました。ここは当事者が運営しているカフェと居場所です。お話の中では、それぞれが自分を認めてもらえる場所としての意味が、うかがえました。

引きこもりの場合、支援方法として家庭訪問をつい考えてしまうのですが、ご本人がそれを望まない場合も多いということです。場所がどこかにあることと、場所がある、という情報が伝わっていることが必要なことであろうと感じました。

以前からこの部会の中では、引きこもっている人には情報が届かないということを課題として話し合っていたのですが、実はインターネットが、引きこもりの人にも届く手段としては大切、というお話でした。

とちぎ青少年自立援助センターの事例についてですが、栃木で実施されているこの事業は、そこに完全に生活の場を移して、発達障害の方も含めたさまざまな状況に置かれた方がここで暮らすという取組です。

発達障害に関しては、ご家族との間で関係が悪循環に陥ってしまって抜けられなくなる、という状況がしばしばあるのです。それを解決する方法が今までなかなか見つけられてはいないのですが、この事例では、離れて生活することによって、家族もご本人も安定した、ということでした。

4番の、今後の対応策です。これまで3年度にわたってこういった課題がある、ということたくさん挙げてきたのですが、課題が部会を行うごとにたくさん山積みになっていて一向に前に進まないという状況になりました。

これらが連絡会というかたちの中で具体的に前に進められれば、と話し合いをしていますので、かなり細かい内容を連絡会に引き継いでいきたいと考えております。以上です。

○副会長

ありがとうございました。

発達障害支援部会が発達障害支援連絡会議に変わるということで、だいぶ議論があったと。連絡会というのは自立支援協議会の外につくるのですか。それからメンバー・回数・進め方はどうなのですか。

○事務局

発達障害者の支援に関しては、発達障害支援部会で、ある一定の具体的な課題を整理してきていただいています。

今後、さらに練馬区としての施策を進めるにあたり、今、発達障害支援部会にいらっしゃる方を中心として発達障害支援連絡会を設立し、そちらに移行させていただきたいということで考えてございます。

自立支援協議会につきましては、専門部会から全体会に報告する中での施策に反映させています。連絡会におきましては、事務局が区でありますので、直接施策とリンクさせるようなかたちで、発達障害の方の支援について検討してまいりたいと考えております。

○障害者施策推進課長

この連絡会につきましては現障害者計画・障害福祉計画に位置付けている新しい取組でございます。

子どもについては、こども発達支援センターを中心に取組みが来ていますが、大人の発達障害について、この自立支援協議会で部会などを通じましてご議論いただき、今まで課題の抽出というものがされておりました。区としましては、連絡会を設置して大人の発達障害も、部会での議論を踏まえて対応するというで位置付けているものでございます。以上です。

○副会長

すると、自立支援協議会の外に新しくつくって、児童とか教育関係も含めてということになるということですか。

○事務局

補足で説明させていただきます。今、その構成員の中で教育のメンバーまたは医療関係者の方が入ったほうがいいという、いろいろなご意見をいただいています。そちらも含めて来年度連絡会の立ち上げに向けて、検討させていただきたいということでございます。

回数としては、協議中でございますけれども、概ね年 3 回程度の開催を検討をしております。以上でございます。

○副会長

ご理解いただけましたか。何か質問はありますか。

部会の報告はここで終わりにさせていただいてよろしいでしょうか。

高橋会長は、ご病気で今日は来られないとご連絡がありました。

最後に第 4 期自立支援協議会に関する協議ということで、それに関する検討課題について事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局

それでは、ご説明させていただきます。

今期、第 3 期練馬区障害者地域自立支援協議会では各専門部会において、

課題を洗い出して協議を積み上げていただいたところでございます。

また、障害者計画・第四期障害福祉計画の策定にあたりご意見を出していただき、自立支援協議会の意見を反映させていただいたところでございます。

今期の協議会なのですが、28年3月で終了となります。次期が第4期になりますけれども、今期の議論を踏まえて、引き続き関係機関等が相互の連絡を図ることにより地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報共有し、関係機関との連携を図るとともに障害者、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため自立支援協議会の体制および運営について検討する必要があるというものでございます。

大きく分けて全体会と専門部会についてそれぞれ案を出させていただきました。

まず「第4期の全体会の主な協議事項」は、大きく分けて2つでございます。1点目、相談支援に関すること。具体的には、相談支援ネットワークの推進および相談支援体制の整備に関するところでございます。

2番目に、障害者施策に関すること。こちらは4つございまして、まずは障害者計画・障害者福祉計画の進捗状況の把握、確認。続きまして、障害者虐待防止に係るネットワークの構築および障害者の権利擁護に関すること。もう一つは、高齢期に関する障害者の支援および地域の障害者を支援する取組に関すること。最後に、障害者の地域移行および地域定着支援に関するところでございます。

「基本的な体制」について、まず全体会の開催でございますが、年3回専門部会の報告をもとに、区における課題を抽出して協議をするとともに、地域関係者との連携と情報の共有の場を図るということで、従来どおりの第3期と同じ体制でやっていきたいというふうに考えてございます。

2番目は、事務局会議でございます。毎月1回事務局会議を今期も開催し、ここでは全体会と専門部会の全体的な調整を行っております。障害者施策推進課と障害者地域生活支援センターの4カ所で構成しているところでございます。

続きまして、構成員については、全体会の委員数は第3期と同じ22名としまして、構成内訳については必要に応じて変更を検討してまいりたいと考えています。

続きまして、専門部会の体制についてのご説明をさせていただきます。専門部会につきましては、地域における課題の抽出と協議を具体的に行う場として、地域生活支援センターで専門部会の事務局を担当しています。これまでの協議ですとか障害者福祉事業に関する課題を踏まえて、次の専

門部会の設置を提案させていただきます。

部会については、全部で4つをご提案させていただいております。1つ目は権利擁護部会、こちらは障害者虐待防止に係るネットワークの構築、障害者の権利擁護の推進に関する協議を引き続き実施するというものでございます。

2番目でございます、こちらは地域生活・高齢期支援部会ということで提案させていただきました。内容としましては障害者の高齢化や重度化、親亡き後に備えて障害者等の生活を地域全体で支えるための支援に関する協議をしていただくというところと、引き続き高齢化の課題への対応、高齢期を迎える障害者に対する支援に関する協議を引き続き実施するというものでございます。

続きまして、相談支援部会でございます。こちらにも引き続き相談支援ネットワークの推進と相談支援の体制整備に関する協議を行うというものでございます。

地域移行部会が最後になりますけれども、引き続き障害者の地域移行および地域定着の支援に関する協議を行うものです。また障害者の住まいに関する課題、こちらにも課題が見えてきてございます。障害者に対する特に一般住宅に関する住まい、円滑に住居を選んで継続的に居住するための支援について、検討していただくということでございます。

先程申し上げた発達障害支援部会につきましては、連絡会のほうに移行させていただきたいと考えてございます。

「基本的な体制」でございますけれども、専門部会の開催につきましては、特に回数を定めず各専門部会は必要に応じて開催のほうをしていただく予定です。

「委員構成」につきましては、協議事項を踏まえて障害者等を入れた効果的な協議を実施できるような数、人選にさせていただきたいということでございます。協議の内容によっては臨時のメンバー参加も可能ということで、適宜柔軟に対応していただきたいと思いますと考えております。

続きまして、各専門部会からいろいろご意見をいただきましたので、こちらをご紹介します。

1つ目は、全体会についてご意見をいただいております。自立支援協議会で挙げられた課題について、障害者計画を具体的に掲載され施策につながるような議論ができるといい。2つ目は、全体会で専門部会の報告を行い部会の課題は共有できるけれども、全体会委員の専門領域がさまざまであり、部会の個別課題を全体会の中で詳細に協議するのはなかなか難しいのではないかと、というご意見もいただいております。

全体会の議論の中で、事務局で一定精査して各専門部会に持ち帰り、その内容を発展させていくような仕掛け、事務局会議をもう少し有効に使ったほうがよい、というご意見もいただいております。

また、専門部会の報告に対する議論が活発にできるように、時間配分を工夫したほうがよいのではないかというご意見、自立支援協議会の議論を情報発信するために、ホームページの議事録だけではなく資料を掲載したほうがよい、というご意見もいただいているところでございます。

「いただいたご意見への対応」ということで考えているところは、全体会において専門部会からの報告に対する議論ができる時間を確保するよう、進め方を検討してまいりたいと考えております。

また、障害者計画・障害福祉計画に記載されている事業について、各部会の視点から協議をした上で、全体会に報告するような機会を、今後設けていきたいと考えております。例えば、地域生活支援拠点・住まいの相談・情報発信の在り方など、共通したテーマに則って各部会で協議をしていたく、というようなかたちを考えてございます。

続きまして専門部会については、関係機関ではなく当事者の話を聴くことがよかった、次期もそういった機会を設けてほしいというご意見がありました。また、障害者差別解消法の対応について自立支援協議会との関係はどうなるのか、専門部会がどのようなかたちを目指していくのか、試行錯誤している状態になっているのではないかと、というご意見をいただいております。

また、専門部会ではニーズの傾向、必要な支援を検討するための事例検討を行ってきたところでございますけれども、各機関がそこで連携することで実際の支援につながることもあったと聞いてございます。専門部会で実際の支援課題について具体的な協議をしていくという方法もあるのではないかと、というご意見もいただいているところでございます。

最後でございますが、専門部会を通じて得た情報、考え方を各委員の所属しているところに持ち帰って還元できるという意義は大変大きい、この状況を広く周知していきたいというご意見もいただきました。

いただいたご意見への対応案として、専門部会の委員を当事者、障害のある方に依頼するなど協議内容に応じて臨時メンバーとして障害者の参加を促すようにすることを検討しております。

続きまして、障害者差別解消法につきましては、先程申し上げましたとおり障害者差別解消支援地域協議会の設置を予定してございます。差別解消に関することについてはこちらで議論させていただきたいというものでございます。

最後に、障害者計画・障害福祉計画に係る課題につきましては、共通の課題を協議して全体会に報告するようなかたちで、部会の協議を施策に反映できるような仕組みについて今後検討してまいりたいということで考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副会長

ありがとうございました。

自立支援協議会の全体会の在り方、専門部会の在り方についてご説明がありました。一番大事なことは、やっぱり全体会でこれだけ集まっている方がいて意見を出していただくので、意見を出していただいたことについては、要望や提案について事務局のほうで一つ一つのことが検討されて、どういう結果になったか、ということが報告されていくことが大事かと思いました。

全体会については、専門部会の報告についてもっと議論が深められたらいいというようなことだったと思います。専門部会のほうについては発達障害が連絡会になるということですね。それから、当事者の方に入っただいて当事者の声を聴くのを増やしたほうがいい、そのようなことがあったと思います。

全体会で専門部会の報告を聴いて意見を出すというのは、時間は少ないのですけれども報告も非常に分かりやすくしていただいて、時間は短いけれども言いたいことは皆さんに言っていたらいいと思います。進め方としては大体が報告と意見なので、回数とか時間を増やす以外には、特にどうしたらいいということはないような気がしましたが。

皆さんから、ご意見はありますか。

○委員

私は3年目ですが、この自立支援協議会の在り方というのが、入ったときからずっとつかめずにいました。各障害団体の代表の方がいらしたり、事業者の代表の人がいたりということでは、この場はすごく大切な意味を持っている意見を集約していく場なのだと思うのです。けれども、それぞれのテーマが細かく分かれている中で、なかなかこの場で、みんなで協議をして前に進む、意見が1つにまとまって何か見えてくる、というところまでは至らなかった。至らない特徴を持っているのだと思うのです。

その上で、先程協議の時間を長めにというところは私もそう思います。それは単純に時間を長くするというのではなくて、その1つのテーマを深めていく中で、自立支援協議会そのものの在り方が見えてくるのではないか、と思うのです。

それぞれの専門分野と別のところの議論であっても、時間を長く取って深めていくことの中で、協議会の在り方というか、この場の意義というのが見えてくる気がするので、深く議論したい。

そのことを、地域の中ではどう捉えたらいいのだろう、というところを、何かここで共有できるというのが、すごく大切な意味がある場なのかと感じております。

○副会長

ありがとうございます。

時間が短いから、あまり話を広げていろんなことを言うとまずいかな、そういう空気が支配するわけですけど、もっと関連していろんな思い付いたことをどんどん話していけると、問題が広がったり深まったりする、そういうことですかね。

あとは、やっぱりいろんな団体の代表者の発言なので、言いつ放しの聴き放しにしないで、事務局の人が取り組んで、こうなりました、と返していただくと、もっと活性化していくと思います。

○委員

私も長く参加していて、自立支援協議会とは何ぞやといまだに思います。途切れ途切れになってしまって、前回の議論がどこかにつながっていくのかな、と思うと、今度は次の報告に入る。

そうではなくて、1つのみんなが共有するもの、あるいは地域、高齢者など、みんながここでその問題点を出して、委員さんが協議するというようなことも今までの中ではなくて。

私も団体に持ち帰りたいのですが、報告のお知らせ程度でしかなく、それに対して何か答えが出るかという、答えはなかなか出ていなかった。

来年、第4期になったときに、もう少し深まる自立支援協議会でありたいというふうに思っています。

○副会長

報告なんかは非常に詳細な報告書ができるので「こういうことを言って後はどうなったのですか」と突っ込んでどんどん聞けるわけですよ。

だから各団体が持ち帰って「じゃあ今度はこういうことを言って頂戴」と言って代表の人は会の人から聞いて、協議会で言えば役所のほうで必ず反応してくれる、そうになっていくと、どんどん意見も出るし、役所のほうも忙しくなるということだと思っております。

いかがですか。

○委員

今、おっしゃられたような課題をそれぞれが挙げて、私たち当事者はこ

うということが日常的にあるのだとか、地域ではこういうことがあるのだ、というのを持ち寄っているわけですが、それによってテーマについてこの部会と部会の間で考えると、または他の方に聞いてみる、そういう熟成するといいますか、または研究する、考える時間があったりするのです。

この課題を、どう施策化していただくか、それもあるとは思いますが、みんながそこで持ち寄って、じゃあどういうふうにして考えていったらいいのだろう、どうやったら支えていけるのだろう、というのをこの部会で考える、そういう場であるんじゃないかなと思うのです。

これを何か要請して、すぐにこういう施策をつくってください、というのではなくて、それはそれで有り難いことですが、部会でやっぱり練るといふかみんなで頭を突き合わせて考えていく。

そして何か得たヒント等を全体会で出して行って、そこにご意見を聴くというような流れになって、なかなかかたちとしては見えてこない部分もあるかと思いますが、みんながそこに着目して考えてはいるのですね、部会で集まった人たちが。

そういったところで地域の課題とか障害者が持っている課題、または先程からある啓発の問題といったようなことを、どういう手法でやっていこうかというのを私たち団体も考えます。当事者も考えていく。協働していくという意味で、すごく意味深いものじゃないかというふうに捉えております。

○副会長

ありがとうございます。

年 3 回ぐらい間が空きますけれど、その間に各団体で会員の人にフィードバックして伝えてもらう、ということをしていくといいかと思うのです。

それと関連して、全体会の在り方としてはもう少し時間を取り、もっと話したいということがあれば、そういうふうを考えていったらいいと思うのですけれど、会議の時間については何かご意見はありますか。

○委員

時間の長さ全体は 2 時間ぐらいでいいのだと思うのですけれども、その時間の使い方だと思うのです。

区として報告しなければならない事項がある程度の分量を占めており、それに対する協議があるので専門部会での話のテーマを協議する時間が極端に短くなっていると思うのです。

専門部会と全体会との間でのつながりを出すためには、専門部会から挙がってきたテーマを話し合う時間を長めに取りたいという意味では、その限られた 2 時間の中をもう少し調整して部会のテーマを深めるという時間

を取りたいと思います。

○副会長

なかなか難しいのですけれども。

今はメインテーマに 1 つの部会を出して、あとは短い報告と意見にしているのですよね。今の時間内のやり繰りで言えばそういうやり方が一番、いいかもしれないですね。

それでは、議題終了ということで、次回以降の日程等について事務局何かございますか。

○事務局

次回の日程等についてご案内をさせていただきます。次回は3月中旬を予定してございます。詳細につきましては、会長、副会長と調整をさせていただいた上で委員の皆様にお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。事務局からの連絡は以上でございます。

○副会長

それでは、これで終了します。ありがとうございました。

(終了)